## 公園利用の受付および使用料支払い先の変更について

本社移転に伴い、令和5年4月1日より公園利用の受付および使用許可書の発行、使用料のお支払いは、下記記載の事務所で取り扱うこととなりましたのでお知らせ致します。

- ·昭和公園(庭球場、多目的広場)、西桔梗公園(野球場)、西桔梗西緑地(野球場) 北部公園事務所(昭和公園内) 0138-40-6322
  - \*昭和公園 庭球場については、令和5年2月1日から受付を開始します。
- ・見晴公園(園亭、緑のセンター、野球場、多目的広場)、旭岡公園(庭球場) 東部公園事務所(見晴公園内) 0138-57-7210
  - \*令和5年3月31日までの園亭、緑のセンターの使用許可書の発行、使用料のお支払いは東部公園事務所でのみ取り扱いとなります。
- ・大森公園(野球場) 西部公園事務所 0138-22-6789 ※西部公園事務所へお越しの際は事前にご連絡下さい。
- ・上記記載以外の公園のお問合せ先 北部公園事務所(昭和公園内) 0138-40-6322

※北部公園事務所については全ての公園の受付およびお支払いが可能です。

※使用方法、使用条件の変更はございません。

※窓口受付時間 8:45から17:00まで。